

奈良県における 盛土規制法に基づく規制開始 について

奈良県では、令和7年5月7日から盛土規制法に基づく規制を開始します。

奈良県は、全域を規制区域指定する予定です。

規制開始後は、規制区域内において**一定規模以上の盛土等を行う場合に許可や届出が必要**になります。

※奈良市域の盛土規制法に基づく規制は、奈良市が所管していますので、手続き等については、奈良市にお問い合わせください。

- 市町村境界
- 宅地造成等工事規制区域
- 奈良市(県管轄外)
- 特定盛土等規制区域



許可の対象となる盛土等の規模

盛土・切土

赤字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

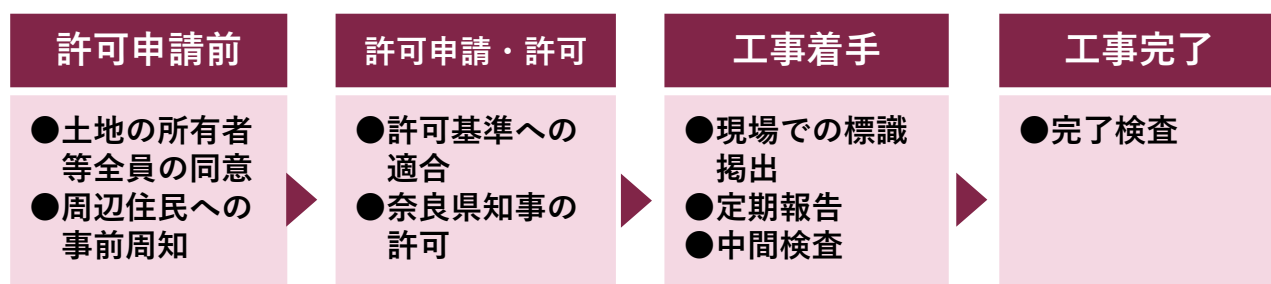
要件	① 盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	② 切土で高さが 2m超 5m超 の崖*を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④ 盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

土砂の仮置き

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m²超 1,500m²超 となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの
イメージ図		

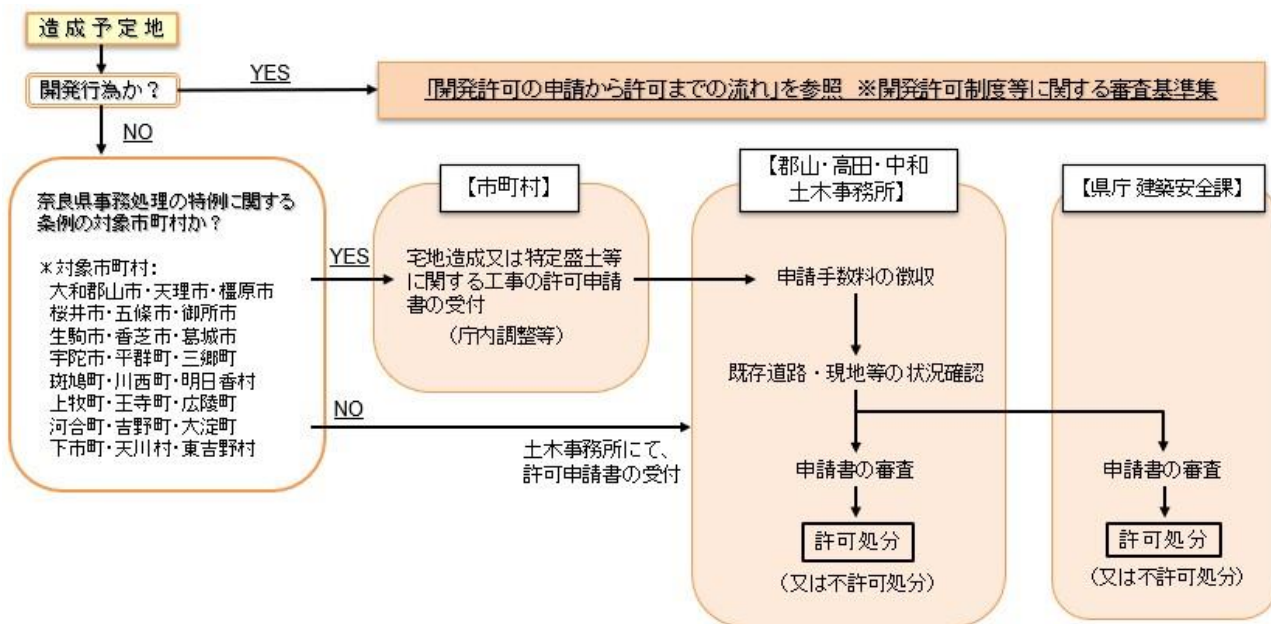
許可申請から工事完了までの主な流れ



規制開始前後の手続きについて

- ・新たに規制区域に指定された区域内で、令和7年5月7日時点で宅地造成等（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）に関する工事が既に着手されている場合、**規制開始から21日以内に、届出が必要です。**
- ・新たに規制区域に指定された区域内で、令和7年5月7日時点で宅地造成等を含む開発許可を申請中の場合等、**改めて盛土規制法に基づく申請が必要な場合があります。**

許可申請等手続きのフロー



【詳細・問い合わせ先】

奈良県 建築安全課 監察・盛土対応係
奈良市登大路町30 (TEL: 0742-27-7546)

- ・規制内容の詳細は、随時奈良県ホームページにて公開しています。

奈良県ホームページ (<https://www.pref.nara.jp/63548.htm>)
QRコードを読み取ると、ページにアクセスいただけます。

